

監査報告書

平成29年5月15日

学校法人 椋山女学園
理事会 御中
評議員会 御中

学校法人 椋山女学園

監事 兵藤 平

監事 篠崎 桂子

私たちは、私立学校法第37条第3項に基づく監査報告を行うため、学校法人椋山女学園寄附行為第18条に従い、学校法人椋山女学園の平成28年度（平成28年4月1日から平成29年3月31日まで）における財産目録及び計算書類を含めて、学校法人の業務及び財産の状況について監査を行った。

私たちは監査に当たり、理事会及び評議員会に出席するほか、私たちが必要と認めた監査手続を実施した。

学校法人の業務についての監査を行った結果、学校運営面においては、次年度入学者は学校単位ではほぼ順調に確保しているが、小学校で若干の厳しい状況が見受けられたほか、大学の一部の学部では定員を大きく上回る入学者となったことによる教育条件面での懸念がある。在籍する学生・生徒・児童・園児に対しては、各学校において学園の教育理念に基づき特色のある教育を施していることは評価できる。特に大学では、学士課程教育の質的転換を図るために「椋山女学園大学改革アクションプラン」を継続的に策定し、全学共通科目「人間論」の授業内容・方法の改善、地域及び社会の活性化や発展に寄与する総合窓口として設置した社会連携センターにおける地域連携事業の推進、高大連携の促進、国際化ビジョンに基づく海外協定校の増加など具体的な改革を行っていることは評価できる。大学院4研究科と7学部11学科を擁する女子総合大学として、今後もその使命の遂行に邁進していただきたい。高等学校・中学校・小学校・幼稚園においては各校の教育方針を掲げ、その方針に基づき先進的な活動を教育課程に取り入れつつ、伝統的な取組を継続して実施していることは評価できる。地域の保育・子育て支援に貢献している椋山女学園大学附属保育園を含め、0歳児から成人に至る教育を担う学園として一層の研鑽を期待したい。管理運営面においては、理事会及び評議員会を定期的に開催して、各学校の経営を確実に遂行するとともに、内部監査や管理・監査等のガイドラインに基づきコンプライアンスに努めており、学校法人としての社会的責任を果たしていることは評価できる。今後も事業計画に基づき着実に事業を実施し、それを自己点検・評価することによって、学園経営の健全かつ持続的な発展に努めることを期待する。

学校法人の財産状況についての監査を行った結果、効率的に教育環境の整備を図る目的で、大学の学生生徒等納付金で学部教学費を創設し、弾力的な経常的経費の運用ができるようにしたこと、及び大学の校地として土地を購入した一方で、計画最終年度の第3号基本金の組入及びキャンパス整備準備特定資産を増額したことは特筆すべきことである。財産目録及び計算書類においては、監査により学校法人会計基準に基づき正しく処理されていることが確認できた。全体で基本金組入前当年度収支差額が予算で見込んだ以上の増額となったものの、大学の1学部で入学定員超過により経常費補助金が減額されたほか、大学以外の学校では基本金組入前当年度収支差額が支出超過の状態の部門もあり、さらに人件費比率も高い状況であるので、これらの点についての改善に尽力していただきたい。

以上により、学校法人の業務及び財産に関して不正行為又は法令若しくは寄附行為に違反する事実がないことを認める。

以上